

○財務省告示第三百二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年九月二十七日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年十月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百十
九回、第三百二十回、第三百二
十一回、第三百二十五回及び第
三百三十六回）及び利付国庫債
券（二十年）（第七十三回、第七
十五回、第八十五回、第八十八
回、第八十九回、第九十三回、
第九十九回、第一百回、第一百
一、第一百六回、第一百七回、
第一百十回、第一百一十一回、第
百十、第一百十六回、第一百七回、
第一百二十回、第一百二十二回、第
百二十三回、第二百二十四回、第
百二十五回、第二百二十六回、第
百二十七回、第二百二十八回、第
百二十九回、第三百十回、第
百三十一回、第三百十二回及び第
百三十三回）

二 発行の根拠
法律及びその
の条項の適
用等
三 振替法の適
用等
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その

四 発 行 方 法	五 募 入 決 定 の 方 法	六 発 行 額	七 払 込 金 額	八 最 低 額 面 金	九 振 替 単 位	十 十 一 発 行 行 価 格 日	十 十 三 二 利 過 利 子 率 の 払 込 み
振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回り）に、募集した者が加算す る。数値をいう。次に、おいて同 じ。を競争に付して行われる入 札に、よる発行のち、利回り格差の 各申込みの、うち、利回り格差の さいも、の、から、その、応募額を順次 割り当て、る。その、応募額を順次 額内金額で、四、千、九、百、十、五、億、円 六、千、百、六、十、六、億、二、千、五、百、六、十、九 万、円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものとす る。平成十八年九月二十七日 発行対象国債ごと、に、面金額 百円につき、次の算式により算 出した金額	$\frac{1 + \left(\frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)}{100} \times \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$	$\frac{1 + \left(\frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)}{100} \times \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$	$\frac{1 + \left(\frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)}{100} \times \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$	$\frac{1 + \left(\frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)}{100} \times \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$	$\frac{1 + \left(\frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)}{100} \times \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$	$\frac{1 + \left(\frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)}{100} \times \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$

十四 利 子

各発行対象国債の額面の利率の子に日
各発行対象国債の額面の利率の子に日
100×各発行対象国債の額面の利率の子に日
支規数日（利子支払期日が発行日と同日
にない場合は、発行日から365日
第十号に規定する発行日後の各
発行対象国債の支払期において、次
と、各支払期において、次
算式により算出し、期が銀行休業
う。ただし、支払期が銀行休業
日に当たるときは、その翌営業
日に支払う（償還期限に
同じ。）。

十五 償還 額限
十六 償還 金額
十七 入札の 基

準とする
各発行の
象国債の
利回り

十八 元利金 支

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十八年九月二十七日

(別表)

（（利 第二付 十年国 九）庫 回）債 券）	（（利 第二付 十年国 八）庫 回）債 券）	（（利 第二付 十年国 五）庫 回）債 券）	（（利 第二付 十年国 五）庫 回）債 券）	（（利 第二付 十年国 三）庫 回）債 券）	（（利 第六十 回）年 三）庫 百）債 三十）券	（（利 第五十 回）年 三）庫 百）債 二十）券	（（利 第一十 回）年 三）庫 百）債 二十）券	（（利 第十回 ）年 三）庫 百）債 二十）券	（（利 第十回 ）年 三）庫 百）債 十九）券	名称及び記号
二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	〇 ・ 五 %	〇 ・ 八 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 一 %	利率（年）
日年平 六成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 二三月 二十六	十年平 日十成 二三月 二十六	日年平 九成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十四	十年平 日十成 二三月 二十三	十年平 日十成 二三月 二十三	償還期限
十八億 円	三十九億 円	五十二億 円	十五億 円	十三億 円	円百三十三億	三百億 円	百七十億 円	十五億 円	円百四十九億	（発行 額）面金額

（（利 第二付 百十国 十年庫 七）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 十年庫 六）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 十年庫 三）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 十年庫 一）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 十年庫 回）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 七年庫 回）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 六年庫 回）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 五年庫 回）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 一年庫 回）債 回）券 ）	（（利 第二付 百十国 回年庫 回）債 回）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 九）債 回）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 三）債 回）券 ）
二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %
日年平 三成 月四 十二	日年平 三成 月四 十二	日年平 九成 月四 十一	日年平 六成 月四 十一	日年平 三成 月四 十一	日十平 二成 月四 二十年	九平 月成 二四 十年	九平 月成 二四 十年	三平 月成 二四 十年	三平 月成 二四 十年	十年平 日十成 二月 二十九	日年平 三成 月三 二十九
二 億 円	二 億 円	千 十 五 億 円	円三 百 六 十 億	十 億 円	五 億 円	五 億 円	十 五 億 円	三 億 円	二 十 九 億 円	十 五 億 円	十 億 円

（（利 第二付 百十国 三年庫 十）債 回 券 ）	（（利 回第二付 百十国 二年庫 十）債 九 券	（（利 回第二付 百十国 二年庫 十）債 八 券	（（利 回第二付 百十国 二年庫 十）債 七 券	（（利 回第二付 百十国 二年庫 十）債 六 券	（（利 回第二付 百十国 二年庫 十）債 五 券	（（利 回第二付 百十国 二年庫 十）債 四 券	（（利 回第二付 百十国 二年庫 十）債 三 券	（（利 回第二付 百十国 二年庫 十）債 二 券	（（利 第二付 百十国 二年庫 十）債 回 券 ）
一 ・ 八 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	一 ・ 八 %	一 ・ 六 %
日年平 九成 月四 二十三	日年平 六成 月四 二十三	日年平 六成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	十年平 日十成 二四 月十 十二	十年平 日十成 二四 月十 十二	日年平 九成 月四 二十二	日年平 六成 月四 二十二
円三 百 二十 億	二 十 四 億 円	円四 百 七十 億	二 十 億 円	九 億 円	億九 円百 二十 一	円二 百 四十 億	円百 八十 一 億	一 億 円	円百 七十 一 億

（（利 回第二付 ）百十国 三年庫 十）債 三 券	（（利 回第二付 ）百十国 三年庫 十）債 二 券	（（利 回第二付 ）百十国 三年庫 十）債 一 券
一 ・ 八 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %
十年平 日十成 二四 月十 二三	十年平 日十成 二四 月十 二三	日年平 九成 月四 二十 十三
二 十 四 億 円	円百 三 十 八 億	百 一 億 円